

2021（R3）年12月13日

環境省 福島地方環境事務所
所長 泰 康之 殿

30年中間貯蔵施設地権者会
会長 門馬 好春

第9回環境省説明会ではお世話になりありがとうございました。

説明会での会員からの意見・要求・質問等（事前事後含む）並びに貴省からの口頭回答につきましては、下記の通りです。

お手数をお掛け致しますが、各質問番号（枝番号含む）につきまして、貴省口頭回答との整合性、斉一性のある具体的且つ簡潔な回答書の早期提出をお願い申し上げます。

記

【意見・要求・質問等（丁寧語は省略「末尾に再掲」・録音並びに映像等に基づき作成）】

「第一回目」環境省からの配布説明資料（以下「資料」と記す）46P迄を説明後

1-1. 今年4月21日双葉町町議会全員協議会で室石前所長に当会との団体交渉打ち切りに対する再開検討を（3名の議員）から申し入れた。未だ回答がないが検討結果を伺いたい。「環境省小野寺調整官口頭回答（藍色）」（以下、役職・敬称略・斉藤調整官口頭回答同様）4月双葉町全協で室石前所長が貴会との協議（交渉）を検討すると回答した。用地補償の方針は貴会との間に過去6年間46回実施した。その中で事態が進展しなかった。全協のご意見を頂き検討をしてきたが、過去の経緯の中で「当省の説明は尽くしてきた」と考えており、貴会の考えもなかなか変わらない。その点をご理解頂きたい。

1-2. 地権者も高齢であり、当会に任されている。当会はそういう会である。所長も新しくなり、この場で新たに団体交渉の再開の検討を強く要求する。
小野寺：・・・。

2-1. 中間貯蔵内土地は未売却の方も自宅がある方もいるがその土地は今後どうなるのか。内閣府公表で双葉町では、2020年後半までに戻る意思のある方の家屋土地は除染して避難指示を解除する。このように帰還困難区域内の方は希望すれば除染し戻れる。

しかし、中間貯蔵内では土地を売らない人はいるが、それに対してはどう考えているのか。なにもしないで、2045年迄ほったらかしにしておくのか。

小野寺：土地を売らない人はどうなるのか、今年8月の政府の方針で質問者の通り、希望者に帰還の措置を取る。ただ、中間貯蔵内は現在も様々な事態が動いており、今後も継続的に2045年までに動いていくことが想定される中で、戻りたい方の安全を確保することが非常に難しい。中間貯蔵内で土地を保有している土地の扱いは、政府の中で決まったものはないが、事業が動いていることから、質問内容も検討材料としながら、また政府内で議論をして

いくことになる。

2-2. 私の話の内容を理解頂き「ほっぽり投げない」で2045年まで進展しないことが、決してないよう省内で協議してほしい。

小野寺：回答なし

2-3. 中間貯蔵への土地貸付、土地売却に反対だから駄目だというのではなく、帰還困難区域全体が同じ扱いとなるよう早急に対処して頂きたい。

小野寺：回答なし

3. 団体交渉を一方向的に打ち切られた。いまの貴省の口頭回答だが、室石前所長は検討すると言ったが、小野寺調整官の話は4-6回の団体交渉で説明を十分したとの内容であった。

しかし、勝手に環境省の解釈で説明を尽くしたという事は言わないでほしい。

私どもは全く納得していない。いまの方の話の通り新所長の下でもう一度協議して、再び、団体交渉を引き続き継続する事として頂きたい。私の方からも強く要望する。

それが、1600ha地権者全員の意見だと思ってこの話を聞いてほしい。

小野寺：回答無し

4-1. 除去土壌のトラックの暴走についてだが、月2,3回磐越道を走行する。以前は10台程度列をなしていたが、今は3台くらいと最近10tトラックの台数が少なくなってきた。他の国道等からの搬入もあるが、その中で11月11日午後郡山市からいわき市方向で走行していた。そのトラック3台は確認した処95キロで走行していた。万が一事故が発生したときには一般車両が巻き込まれる。貴省から事故防止対策を取っているとの回答を得ているが、いまのスピード事例から見ても対策を講じている様にはまったく見えない。

ラジオで1日1800台「制限速度を守り安全に走行している」と放送していたがウソである。

従って、原点に戻って制限速度を守った一般車両が巻き込まれない対策を強く要求する。

(注記：今迄の団体交渉及び環境省説明会等で再三にわたり再発防止対策を要求)

小野寺：特に後段のトラックの安全走行は機会を捉え常々口を酸っぱくして指導している。今後も一層安全走行するような指導を徹底していく。現在の搬入台数は1500~1600台。

4-2. その暴走車両は郡山ナンバーで番号も控えている。貴省から要望があれば教える。

12月12日現在、環境省から車両番号確認の要望はない。

5. 9月7日もトラック追突事故があった。この起こり得る事故について今までも本説明会でも再三申し入れている。搬入トラックは「軍団」でくるので、私も恐怖感を何度も感じてきたので、特に高齢者は、大熊の今工事中の幅の狭い国道288号線は恐怖感を特に感じている。またそのようなトラックは搬入を終え、仮置場に戻っていく中通り方面へ向かうのと相馬市原町の方面でも確認している。

今の方と同じ様にトラックは国道49号線や磐越道でも確認するが、同じく特に戻っていくトラックのスピード勢いがすごい。(注記：戻りトラック対策は多くの会員から再三要求)

この説明会でも再三話し貴省から受注者への注意指導対策の回答はあり、台数も最近は少

なくなった。しかし、実情は話した通りであり、ヒューマンエラー対策も含め、一般市民を巻き込むような事故を起こさない危険リスクを回避する対策を引き続き強く要望する。

小野寺：9月7日のトラック交通事故は心配、迷惑をかけ申し訳なかった。

指摘の国道288号114号は輸送車両が多く通行している。安全運転の徹底は行っており、両道をできるだけ通過しないやり方、つまり高速道路を走行することを進めている。

それらとともに事故の再発防止対策を図っていく。

6. 中間貯蔵内も一般業者が車両を飛ばしており、正直、交通ルールは無法状態である。中間貯蔵内に立ち入った時には本当に怖い、私らも怖いので、ほかの知らない方々はもっと怖いと思う。証拠の写真も多く取っているが、証拠を突きつけた対策の要求はしないので、是非、一般の方、住民の方、立ち入りする方を事故に巻き込まないように指導して頂きたい。

小野寺：中間貯蔵内も受注者の車両は、いま一度交通ルールの遵守・徹底を図っていく。

7-1. 資料45頁に輸送車両退出時の表面汚染密度が「全車両13000cpmを下回った」とある。Bq換算だと低くなるが、13000cpmを超えるものは持ち出さなかったのか。

小野寺：これは輸送車両の表面を測定し、例えば施設内の道路を走っていてBqが高いものを付着してきていないかを測り、エリア外の汚染をこの13000cpm基準で防止している。

7-2. これより高いものの持出しはしていないか。区域内は線量が高いが低いものだけか。

小野寺：はい。高いものを搬入しフレキシブルコンテナで覆われそれを受け入れ分別施設や保管場に降ろした後、ダンプがどこにも汚染がない状態で退出するコントロールをここでしている。

7-3. 中間貯蔵内が高いのに、13000cpm以下というのはおかしい。

中間貯蔵内のが、全て持ち出しできるのはおかしい。データは全てあるか。

小野寺：施設内が該当しないという事ではなく、退出する車が汚染されていないかどうかをここで測定しているということである。データも持参していないが全てある。

持ち出しではなく、中間貯蔵内に搬入してきたトラックが退出時に汚染がされていないかどうかのチェックである。

8. 中間貯蔵内の双葉町仮設焼却施設（仮設灰処理施設）から出るばい煙、けむりで黒煙が出ている。実際に見ている。これらのばい煙が出ている情報は把握しているか。

証拠写真とともに町にも確認を依頼したが、回答がない状況だ。4者間の安全協定も締結しており町から貴省に連絡はないか。

小野寺：煙突のまえにバスヒューム（フィルター）があり排ガスの処理をしている。ひょっとして煙突から煙が出るのを見る場合があるかと思うが、これは基本的に水蒸気である。

黒い煙はその前に取り除く仕組みになっている。町からここ最近この情報はきていない。

発言者：写真を示し、このように黒煙が出ており、4者協定は役に立たない。もし黒煙が出ていればこの協定書の何条に該当するか。この黒煙は帰還に支障をきたすのではないか。



小野寺：同協定書第7条に異常時における連絡条項があり、「環境省が県・両町に異常があった場合は連絡する」とあるので同条に該当する。福島復興の為にこの事業を進めているので、帰還の妨げになる事が万が一にもないようにやっていきたい。

9-1. 中間貯蔵内の土地使用契約・土地売買契約締結の有無にかかわらず草ぼうぼうで、木も生えているので、除染はしてくれるのか。

小野寺：現在の枠組みは土地の提供の場合は土地を使う範囲で除染のような作業をすることはあるが、それ以外の場所での何か線量の低減措置をする仕組みはいまの処ない。

9-2. 中間貯蔵内へは、立ち入り許可を得ないと入れない。10年経っているので契約していない人の土地も除染をして頂きたい。

小野寺：除染は一般公衆の被曝低減の目的で行うものとなっている。一般公衆の立ち入りがない（中間貯蔵内の契約者未締結者などの土地）について当省として除染はできない。

「第二回目」換気後説明再開 資料47頁から最後まで説明後

10. 先程の皆さんからの質問に対しての答えがキチンと出ていなかったので回答を求める。個人ではなく団体交渉が必要不可欠ではないか。

個人ではなかなかできないことに対して、やはり、団体交渉が必要である。

小野寺：先ほどの回答は用地補償に関する団体交渉であり、他の観点から団体交渉は、決して私ども環境省は窓口を閉ざしている訳ではないので、必要に応じて相談をさせて頂ければという事である。

11. 先ほどの方の話だが、水素は無色・無臭である。先程のばい煙の話をした方から写真を見せて頂いたが黒い煙があった。水素も含まれているが、このばい煙は水素ではない。

これはしっかり、貴省で調べて頂かないといけない。でないと、皆さんの疑惑はとれないので、ぜひよろしく願います。

小野寺：出ているのは基本的に水蒸気でみずと考えている。排ガスのモニタリングは、継続実施中だが、特に異常値は確認されていないという報告を受けている。

しかし、指摘を受けたので、改めて町の方にも確認し、必要があったら対策は当然とる。

12-1. 南相馬市小高地区の仮置場の実証と飯館村の再生利用の実証事業「資料51-53頁」

は貴省として中間貯蔵の情報サイトで公開している。2019 年度から大林組大成建設等が実証テーマを掲げて実施している。実際どの様な実証をしているのか簡潔に教えて頂きたい。

小野寺：資料 53 頁の下に記載の通りゼネコンや大学等とともに様々な実証中である。

テーマの記載があるが、除去土壌と飛灰などがあるがそれを固化するとかセシウムを固定化する技術、分級という濃度が高いのと低いのに分けるなどをこの施設で実施中である。

1 2 - 2. あわせて、評価・結果がでているのがあれば教えて頂きたい。

結果についてはまだキチンと出せるまとめた形のものはないようであるので、纏まり次第、年度ごとに成果報告書の形で纏めているのはあるか、と思うので可能な限り、公表していくとかの形を取らせて頂く。

1 2 - 3. 先程の情報サイトではテーマはあるがその成果が見当たらない。

皆さんも、具体的にどういう事をやって、その成果はどうなっているのかを知りたいので、そのへん成果の公表をお願いします。

1 3 - 1. 輸送トラックの車両表示について資料 67 頁の国道 114 号線の写真ではトラック前方に「環境省除去土壌等運搬車」の緑の表示がかかっているが、同じく国道 6 号線の写真ではトラックの前方にその表示がかかっていない。

中間貯蔵からの帰りのトラックはこの表示を外せということか。

小野寺：一日で例えば 2 往復するトラックで最初の搬入が終わり仮置場に戻るトラックは表示「ダンプマスク」を付けているが、2 回目が終わる際は外するのが一般的である。

1 3 - 2. 8 月 20 日夕方 5 時頃国道 288 号を大熊方面に向かっていた時に、前方に車間距離を取らないで、どんどんと反対車線から近づいてきた。トラックの前、正面にも「環境省除去土壌等運搬車」を付けてほしい。その表示があればトラックは車間距離を取って走ってくれる。表示がないと国道 6 号を走っているときは車間距離を取っているが、国道 288 号線などの山道に入るとピチッとくっついて車間距離を取らないで非常に危険である。

2 回目の搬入が終わった帰りでも表示を前にも後ろにも表示を付けて頂きたい。

小野寺：現時点で、当省と受注者間では、ここに除去土壌を持って来てとの契約である。

運んできた後は非常に平易な言い方だが、当省との責任の範囲ではない。後車庫に戻る部分になるので、そこは事業者の判断になっている。指摘の通り、個人的にはダンプマスクがあると緊張感がでると私もそうかなあと思う。それは意味があると個人的には感じている。

ただ、契約関係でどこまで縛れるか、というのと、あとはダンプマスクの記載も「除去土壌等運搬車」という形で書いており、「運んできますよ」と書いてあるが、空車に対してそれを受注者に義務付けるといことができるかどうかは課題としては少しあるかなあという印象を持っている。ただ、繰り返しになるが、安全対策の徹底の処はしっかりやって行きたいと考えているので、今日いくつか輸送車両に関するご意見を頂いたので、それらについては早速、受注者の方に指導をしていきたいと考えている。

1 4. 1 3. に関連して国道 114 (288) 号の話だが、以前も指摘したが元々はダンプの自動シートである。いまは上にシートをかぶせているが、もともとはつける人は自動シートで運

行している。資料にも写真があるが、この自動シートは元々荷物を発散しない為国でも許可をした。それが走行すると自動シートは、本来は荷台に対して水平にしなければいけない。小野寺：立てるといふことか。

それはダメである。荷台に対して水平である。だから、荷物を発散させないためだ。元々水平で許可をした。図面見るとどの車も自動シートを立てたり、脇に元々の高い表示、それを見えないようにしている。これは違反だ。前もこれについては指摘した。これは絶対にやってはいけない、自動シートだから。立てたり、倒したりは法規上間違っている。

それとこのボデー表示仕様は全国で統一されている。どこの陸運局も運輸省もそうだ。字の大きさもそうだ。この写真を見ると、どのトラックの表示もまちまちで統一感がない。自動シートを使わないために、シートにナンバーを書いているが、ボデーに見えないで荷物の方にいつているので、見えない。写真に警察官は黙って見ているだけでトラックを止めていないが、本当は、警察官はトラックを止めやめさせなければいけない。これについては前も指摘したが、資料 67 頁の写真から見て改善が見られない。

ボデー表示が見えるようにすべきで適当に荷台でやるのは違反だ。何故なら走行する時も風の影響を受けるので水平にすることになっている。この間も見したが、秋田ナンバーと習志野ナンバートラックが立てて走行していた。空車でも上からシート掛けて走行しているけれども違反であり、警察が取り締まりしないだけだ。きつく言うが、早急に何とかしてほしい。

小野寺：指摘内容を承知はしているが、違反の認識はなかったので確認する。

そして必要があれば対策を取る。受注者に対して指示をする。今回答できないので確認する。

15. 最終処分場について資料 49 頁ステップ 1 から 8 まであり、ステップ 4 迄は一体で、4 と 5 の間は 2024 年どこでどのような説明会を開いて、どのような結果が出たかの説明がないので、具体的に分かるように説明をお願いします。思うに、なぜ全国の都道府県でこの説明会を実施しないのか疑問である。それと福 1 と福 2 原発の電気は関東地区に送りその住民が使っている。それを関東地区に持って行くのが筋であると思う。

その辺の議論が必要だ。説明会を全国の都道府県で早急に実施し、その結果を 1600ha、地権者の方が先祖代々の土地を提供した方々に、環境省は説明責任を果たすべきである。

全体の奉仕者としてそれは必要ではないか。(注記：過去再三申し入れている)

小野寺：情報発信についてだが、(昨年 10 月の) 当省実施のアンケート結果は特に県外の方の最終処分に関する認識が非常に薄いことを、危機感を持ってみた。どうしたら法律で定めである 30 年以内の県外最終処分(完了)を先ず知って頂いて、理解頂き、その取り組みを前に進めていけるか、を考えると、先ずは知って頂こう、という事で対話フォーラムを今年から開催している。全国での開催を考えており、コロナを踏まえリモートにより 5 月東京、9 月大阪で開催し、先ずは県外の人に向けた情報発信に取りつくなることができた。

12 月は会場とユーチューブ「全国」により名古屋市で開催予定である。これをブロックから全エリア(全国)に情報発信をし、理解を得るプロセスの一つとして取り組む。

16-1. 環境安全委員会は年数回の実施だが、最近福島の前所長が出席していない。

私も第一回から4年間委員として出席し色々な意見と提案をした。当時の関谷所長、土居所長等に意見を出し回答を得て良い結果が出たのもある。1例としてトラック前のダンプマスクだけでは不十分なのでトラックの後部に輸送中の表示をすることを提案し、土居所長は即やってくれた。

理由は2車線に行ったときそれを追い越す時に、県内の方も輸送トラックを分からない人も多いため、汚染されている土を運んでいる土を運んでいるトラックだということを、後続の車に分かるようにしてほしいということである。

16-2. 先ほど提案があったが、輸送を終り、車庫まで帰るトラックもやはりきちっと表示をする、そして安全運転に心がけるのは必要でありマナーである。

中間貯蔵の地権者である私どもから言えば環境省はアマぬると強く感じる。

環境省は、もっと、受注者に対して厳しい意見を建設的に言うべきである。

小野寺：当省が受注者をもっと厳しく指導すべきとの指摘であるが、私達はけして受注者を甘やかしているつもりはなく、むしろ嫌がられるくらい厳しく当たっているつもりである。ただ、一方で先程から説明しているが、どうしても事故がなくなる。あるいはマナーに問題があるような、運転手の中には、殆どの運転手は真面目に真摯にこの事業に取り組んでいるが、なかには、そういう方もいる。そこは引き続き事業者に対しては厳しく、特に安全面での指導については考えているので、理解頂きたい。

17. 土地を売らない人もいる。これは将来帰るということを考えて土地を売らないと思う。そういう人たちの生活道路や除染などを今後どのように進めるのか、ここでは回答できないかも知れないが、文書回答を当会に提出すれば、すぐ、私共で会員に郵送し通知する。

そういうことも前向きに検討してほしい。

拠点外は政府方針も決まったものが一切ない状態である。

小野寺：この質問で、帰る方たちへの今後の方針の説明を文書で提出してほしいとの事だが、帰還困難区域の拠点の問題はなかなか政府方針でやって行くのかという事が具体的にまだ決まったものが一切ない状況である。皆さんには申し訳なく思うが、その方針が政府の中、全体で考えて検討しているところである。なので、この段階で私共環境省の方から何か文書のような形で示すのは困難な状況であるので理解頂きたい。

18-1. 貴省の福島所長が出席しなくなったのは、中間貯蔵施設に関する環境安全委員会の中です承を得た上で、でなくなったのか。所長がいるとかなり建設的な意見が出される。

また、環境省にとってもいろんな面でメリットがあったと思う。

小野寺：確かに以前関谷や土居という所長の肩書を持ったものが参加していた。

当省は環境安全委員会を軽んじている訳ではない。直近では本省参事官クラスが、中間貯蔵部長が兼務であるが参加している。指摘頂いた現場の所長クラスあるいは本省参事官クラスがいないという事ではない。また、同委員会で指摘頂いたことは、当省の中で上まで報告しておる。「繰り返しの説明」その場で意見を頂いたらその場で議論ができる。

より高いレベルで検討ができる体制であることを理解頂きたい。

18-2. 理解してと言っているが、やはり所長がいて議論に加わることが、スムーズに行くのではないかと。今は環境安全委員ではないが、地権者会として、ぜひ検討いただきたい。
小野寺：頂いた意見は私共所長にはご報告申し上げたいと思う。

19-1. クリーンセンターふたば「大熊町小入野東大和久」に特定廃棄物を来年度から輸送して埋め立てしていく方向性が新聞に出ていた。具体的にはどのくらいの量を家屋解体したものや特定廃棄物なのでいろいろなものが廃棄物として、埋め立てていくのだと思う。富岡と楡葉にあるフクシマエコテッククリーンセンターだけで処理対応ができないからクリーンセンターふたばを追加するという事なのかも教えて頂きたい。許容量・キャパである。

小野寺：原発事故が起きる前までは双葉郡の廃棄物の最終処分施設であった。直接の担当ではないので、不十分な回答の面もあるかもしれない。旧エコテック（旧埋め立て処分施設）との関係では、旧エコテックに入れるものは双葉郡内の廃棄物をいま現在は旧エコテックに入れている。ただ、立地町との約束で確か10年間だけ旧エコテックに入れる。

それ以降は双葉広域の方でまた探してという立て付けで、当初旧エコテックに入れ、いまも継続している。その後、の双葉郡内の廃棄物をどうするかを広域組合と環境省と相談し、クリーンセンターふたばは、事故後手付かずの状態であったが、それを再稼働させるための設備の補修・設備更新をやって動かしていくという流れと承知している。

19-2. 県内の除染で出た汚れた土の受け入れが中間貯蔵施設であるので、あらかじめ地権者の方は土地の提供で協力している方や地上権で協力している方が多いと思う。今話したようにあらかじめの方々は、後出しジャンケンのように、クリーンセンターふたばに特定廃棄物を受け入れが、環境省、福島県、大熊町、双葉広域圏組合で了承「基本協定」が取れたから、OKなのだというのは、ちょっと違うのではないかと。当然あの界限の方や土地を提供された方々でやったのでしょすが、それは辻褄が違ふと、すごく疑問に感じる。

地権者も契約した方もいるが、事業は30年以内での終了なので、やはり30年以内には戻る、原状を回復されることを前提にすれば、やはり、内容が違ふ。やはり、その辺の説明責任を果たすことが環境省の役割である。その説明により私たちの不安も解消されることに繋がる。今日出席の会員だけでなく、県、双葉町、大熊町、同町民、地権者に今後説明して頂きたい。公共施設、事業に提供したわけなので、OKではなくその施設のお周辺にも戻る人がいることを前提にしっかり説明責任を果たしてほしい。イノベーション構想だけでなく、地域を見てほしい。検討して対応してほしい。（注記：何度も環境省などに要求済み）

小野寺：指摘頂いた様にこういった場でも説明をするべきだとの事だが、確かに地権者とか、行政区の方々との話はクリーンセンターふたばの再稼働に際して、環境省としている部分であると思うが、さらにこうした場で、何か説明の要望であったと思うので、皆さんにこういった場で資料に入れて状況をお知らせすることを考えていきたい。

20-1. 費用対効果の十分な検証がされていないのではないかとという新聞記事を大分前に見た。こういった費用対効果で、先ほどの焼却灰の話で浮かんだが、大熊双葉内に焼却施設

はある。飯館村、富岡町、浪江町の焼却施設はたった3年、4年で処分してなくなった。

2年前の風水害、台風で特定廃棄物でない台風で壊れた資材とかが、焼却できないので、そういった時に機転を聞かして、環境省だけでなく、復興庁はじめ、経産省も含めて、やはり私たちのイノベーション構想だけをいうのではなく、私達の地域がどうなっているかという事についてもっと目を向けて対応してほしい。費用対効果ももっとスムーズな形でやるのが大きな役割であると思う。ぜひ、検討して対応してほしい。

小野寺：費用対効果はありがたい意見だと感じている。仮設焼却施設は県内に10幾つあり、幾つか仮設焼却施設を開設した。一昨年の東日本台風ででた災害廃棄物についてその一部は環境省が設置した仮設炉で本当にわずかな量だったが活用し焼却をした実績がある。今は仮設焼却施設のほとんどは取り壊しをして、更地の様な状況になっているのも多くある。設置時の地元との約束や制度上の問題もあり継続的にできなかった。残っているものはまたそういった観点も含めて、なにがしか見当ができればいいと考えている。

20-2. どの位の量が、クリーンセンターふたばに埋め立てられる予定か。

小野寺：承知していない。

21. 本日欠席者からの声も多く寄せられた。寄せられた内容は今まで出席者から話がでた通り、団体交渉の再開要求、最終処分場の早期選定、返還と原状回復、全域除染、復興支援、安全、そしてクリーンセンターふたば等である。

小野寺：頷く。

22. クリーンセンターふたばは事前説明会を開催していない。30年間の有期限の中間貯蔵内に最終処分施設を稼働させるので、事後説明では皆さんから反発が当然出ている。

同センターの安全やセンター取り組みの説明はその次の話であり大前提がずれている。なぜ、有期限の中間貯蔵の中に最終処分施設なのか、この説明会をお願いします。

また、先ほどの方が要望した説明会もお願いします。

小野寺：回答無し

23. 当会は6年間最終処分場選定への取り組みを求めてきたが貴省は何もしなかった。

昨年10月自分たちが調査した形にして結果、認知度が低い結果がでたことを受けて環境省対話フォーラムを始めた。あたかも自らの行動で始めた形にしたが事実は話が全く逆である。フォーラムは私も参加したが、環境省の一方的な通知で貴省にとって都合の悪い私の質問は削除された。今後は「対話」なので賛成、反対、苦情等の全ての意見を取り入れて頂きたい。

本省なのでこの場での回答入らない。後日文書回答でお願いします。

小野寺：回答無し

24. 国・環境省は「約束違反をするのでは」の疑念の声が多く寄せられ、信用信頼は大きく失墜している。白地地区を含め全域除染と国の方針を出したが内容は不十分である。

汚染水の海洋放出も約束違反であり、「陸の全域除染も約束違反をするのでは」の声が多い。

約束を守るのは当然であり、全域除染を早期に必ず進めてほしい。回答頂きたい。

小野寺：回答無し

25. 中間貯蔵は福島県、大熊町、双葉町の了解を得て、2015年3月13日から搬入を開始し事業をスタートさせた。同じく、汚染水の海洋放出も福島県、双葉町、大熊町の事前了解を得られないと放出できないという解釈でよいか。

小野寺：環境省は中間貯蔵の所管であり、汚染水の海洋放出のプロセスには何らかのコミット「約束・責任」をしているものではないので回答はできない。

発言者：その回答は予想していたが、ご参加の皆さんに聞いて頂きたくて質問をした。

貴省に誠意があるなら、後日担当省並びに東電に確認して回答を頂きたい。期待しています。

小野寺：回答無し

26-1. 地上権契約書 12 条の返還と原状回復について団体交渉で田には山砂を入れないよう約束を求めたが、回答は「団体交渉では答えない。個別に個人交渉で答える。」であった。しかしその後の個人交渉でも「ゼロ回答」であった。具体的には「土地をどう使うか分からないので答えられない」だった。これは契約の目的は「中間貯蔵事業」であり、論点を誤魔化している。この事業のために設備も保管場も作り、緩衝地帯も必要である。

なので、個別の土地ではなく、事業のために原状回復時は山砂を入れないは当たり前であり、多くの地権者、会員から寄せられている声を代弁している。

小野寺：借りている土地をどの様な形で返還するのかは、今時点で何らかの約束するのは難しい。返還する際にそれぞれの個人の方と地権者と話をして決定していくものと環境省としては考えている。

26-2. その回答は通常の土地使用契約書の回答とは、ずれた回答であることを十分認識して頂きたい。契約書 12 条は返還する際にではなく「地権者に十分な検討時間を与えることを配慮」とある。当会は地権者から任されている。このことを承知おき頂きたい。

団体交渉とも関連するが、これ以上回答は無理と思うので承知おき頂きたい。

(注記) (5)地上権の設定に関する契約書 2017 年第 20 回団体交渉で用地補償を除き概ね合意

(地上権の存続期間) 第 3 条

地上権の存続期間は、この契約を締結した日から平成 57 (2045) 年 3 月 12 日までとする。

2 借地借家法 (平成 3 年法律第 90 号) 第 3 条の規定が適用される場合であっても、前項に規定する期間が満了したときは、甲及び乙は、この契約を解約するものとする。

(返還並びに原状回復) 第 12 条

乙は、第 3 条に規定する地上権の存続期間が満了するまでに、土地に現に存する物件を撤去し、土地を原状に復したうえで、甲に返還する。

2 前項の物権の撤去並びに土地の原状回復及び返還の方法や程度等については、返還に際して、甲に十分な検討時間を与えることを配慮したうえで、事前に甲、乙協議して定めることができる。

3 前項の協議が調わないときは、乙は第 1 項の規定に基づき、土地を甲に返還する。

小野寺：(承知おき頂きたいに対して) 頷く。

27. 団体交渉再開要求に対する回答は「用地補償はこれ以上理解が得られない」「他のことなら団体交渉は閉じていない」であった。まず、事実の認識が違う。ずれている。何が違うかと言えば、これは 30 年間続く事業であり、土地価格も地上権価格（土地価格を基礎に算定）も変動していくもので、鑑定評価も意見書も変わってくる。

従って起業者は 30 年間用地補償について地権者にも地権者に任されている当会にも説明していく責任がある。

小野寺・斉藤：頷かず。

28-1. 用地補償の事実との違い「ずれ」の指摘をするので斉藤調整官も回答頂きたい。時間の制約もあり、他の件は後日書面で提出する。

小野寺：同意。

28-2. 承知おき頂きたい「総論で我々環境省の考えは正しいは通用しない」ので「個別の指摘に対して個別に回答」頂きたい。よろしいか。

小野寺：頷く。

29. 地代累計額が土地価格を超えた分は過補償で憲法違反の誤りを指摘する。

事実確認として昨年 11 月第 8 回説明会環境省回答（※同回答は 2017（H29）年 9 月 6 日回答書に基づく）下記発言「土地価格を超えた分は憲法違反」しているね。「当会から資料 1 枚配布」
斉藤：はい、頷く。（認める）

「昨年 11 月第 8 回環境省説明会での斉藤調整官回答」：(土地価格が)上限と書いた理由の、先ず一つ、憲法 29 条 3 項には正当な補償とあるが、これは完全な補償であり、収用される或いは契約される前後の財産価値を補償する大原則がある。

財産価値の土地価格 100 を超えたのは正当な補償ではなく、超えた分は過補償になる。(※憲法違反)

30. 二つ目の 20 条の二第 2 項の発言も下記の通りでよろしいか

斉藤：頷く。（認める）「以降意見者から同意を頷きで求め、斉藤調整官も同意」

2つ目の理由は、要綱 20 条の二第 2 項には、使用する場合の地代とそれに支払う損失補償額の合計額、後、土地を取得する場合の土地価格と(使用)補償額の合計額を比較して例えば、上回れば公共事業の補償額は国民の税金で補償しているので費用比較、国民経済性の比較の検証をしなければいけない。このことから土地を取得した場合の合計額を超える場合は(起業者は買取りを)申し出ることができる。申し出しかできないが、補償の在り方としてそうだという背景があり(当省の考えで)上限を使用した。

31. 憲法違反とのことだが、ルールは要綱の解説の本をあげて斉藤調整官に示しこれだね。

斉藤：頷く。

貴省に配布の 1 枚資料に基づき指摘する。

小野寺・斉藤：配布資料を見る。

環境省も認めているが下記の通り憲法 29 条 3 項の正当な補償を体現した強制力を持った

土地収用法であり、これと整合性（斉一化）を図った要綱であり、用対連基準だね。

法律等	憲法	土地収用法	要綱（用対連基準）
土地使用補償額	6円年額地代	6円年額地代	6円年額地代
土地価格	100円	100円	100円

斉藤：頷く。「認める」

32. 次に完全な補償とは何のためにあるか「環境省への配布資料に記載」の通り、事業に協力した人は、他の土地で農業やラーメン屋をできるように生活再建ができるためだ。よいか。

完全な補償とは ⇒ 代替性「地権者の生活再建が目的（農業等）」×過補償や×ごね得

斉藤：頷く。「認める」

33. 斉藤調整官が頷いた通り、このために公共事業の用地補償算定の統一ルールがある。土地価格は土地の正常な取引価格、土地の使用は正常な地代と書いてある。よろしいか。

斉藤：頷く。「認める」

34. これが基本原則で要綱 19 条の「土地の使用に係る補償」は土地（地表）の長期の使用も含む事は、貴省は回答書でも団体交渉でも認めているが、同条には地上権価格の条文はないね。

35-1. 斉藤調整官の憲法違反発言は今年3月 TBS ラジオで放送され「そんな話はない」の声が同放送内でも、専門家、一般の方々からも寄せられている。用地補償は配布資料と同じ前記31の青枠図を確認したうえで斉藤調整官も認めた通り「憲法＝土地収用法＝要綱」である。

何故なら要綱 19 条地代は一定の期間の使用で土地価格を超える事を予想、許容している。

これは要綱 19 条の地表土地の使用期間で、貴省は当初短期だけ対象と主張し認めなかった長期使用も 2017 年 9 月回答書で当会に訂正し認めている。

斉藤：頷く。

35-2. この地代の 6%は用対連基準細則 11 に 6%とあり 20 年以上が長期使用だね。

斉藤：頷く。「認める」

35-3. 意見者：とすると、6%に 20 年間を乗じると 120%になるね。

斉藤：頷く。「認める」

35-4. という事は地代の累計額が土地価格を超える事を予想・許容している。

6%×20年間＝120%なので、斉藤調整官の発言要綱 20 条の 2 には条文で

「超えるときは、」と書いてあるのはそういう事である。ここ迄よろしいか。

斉藤：頷く。「認める」

35-5. 以上の通り要綱ルールは超える予想・許容していることを貴省と確認した。

つまり、斉藤調整官の昨年 11 月の「過補償で憲法違反発言」は、要綱の土地の使用に係る補償、同じく用対連基準並びに同細則からは間違いであるという事を認めたことですね。

回答書面では「肯定（はい）か否定（いいえ）」を簡潔に記載ください。

36. 次に、地代合計額が土地価格を超えている事例が普通に多くあることを指摘していく。

まず、一般市場社会の様々なリース契約や賃貸借契約でも、一定の期間の使用で本体価格を超えることは、理解、浸透されており、国民はそれを理解して借りているレンタルビデオ等で期間内に返却を忘れ、本体価格を超え支払っている事例もあるが、この指摘は間違いか。

37. マンションの賃貸借契約も一定の期間の使用で本体価格であるマンション価格を超えることになる。私の知人などの事例からも事実としてある。この指摘は間違いか。

38. 国内の一般の不動産の土地賃貸借契約も一定の期間の使用で契約当初の土地価格を超えている。以上の通り、36から38まで土地価格、本体価格を超える、超えている事例をあげたが、36から38まで異論があるか。

斉藤：頷く。「認める」

発言者：「ないね。」頷き、を再度確認して「はい」（*異論・間違いがないことを確認）

39. 国内公共事業での地方自治体の土地賃貸借契約でも、土地価格を超えている事例は普通に多くある。

大熊町など県内公共事業でも超えている事例もあり、また今後超えると予想される事例もある。

斉藤：・・・。

40. 続いて、土地収用法 3 条 27 号の 2 対象事業である仮置場、仮設焼却設備、セメント固形化処理施設、フクシマエコテック CS もすべて地代補償であり超えることも予想される。

檜葉町の設備等は 6 年半を超えているので、土地価格を超えていることになる。

これは、環境省の考え方、主張で言えば、環境省自身が憲法違反をしているという事になる。

斉藤：・・・。

41-1. 斉藤調整官、財務省の財務省の国有財産法上の普通財産貸付「事業用定期借地権」で貸している事例があるが承知か。

斉藤：わたしは、知らない。

41-2. 発言者：HP でも公表されている。この貸付期間は 10 年 30 年 50 年である。国は地上げ屋でもないの、借りるときも貸す時も同じルール算定方法である。

従って、6%のルールでいけば 30 年 50 年の貸付期間では土地価格を超える。財務省が貸す場合も一定の期間の使用で土地価格を超える事になる。ここまで反論があるか。なければ無いでよい。

斉藤：頷く。（ない、の意思表示）

発言者：はい、斉藤調整官の頷き（ない、の意思表示）を確認した。

42-1. 配布資料の要綱 19 条と 20 条の比較図で、今迄も斉藤調整官に空間地下の使用は地上権単独では土地価格を超えないが、地表使用と合せると超えると説明してきた。これは斉藤調整官も何度も認めている。また、東電電力敷地、同社宅で借地も普通にあり、一定の期間の使用で土地価格を超えている。更に東電の関東圏の送電線の賃借料を調べたら、賃借料だった。東電の空間使用「送電線賃借料」は、設置年数や地価変動等から単独で土地価格を超えている。

東電の送電線は昭和 39 年前にも、またその後にも多く建設されている。

この送電線賃借料を計算すると 6%の 3 分の 1「実際は建物阻害率等の計算が必要だが、上空・地表・地下を大まかに 3 等分」で 2%ある。これは、土地価格の上昇率を考えなくても 2%×50 年で土地価格を超える事になる。よろしいか。

斉藤：頷く。 ※同事業は中間貯蔵と同じく土地収用法 3 条の対象事業(同条 17 号・35 号電気事業・付帯事業)

4 2 - 2. 発言者：東電等の電気事業連合会は要綱策定や用対連基準策定に加わっているね。

斉藤：頷く。

4 2 - 3 送電線の空間使用の賃借料でさえ一定の使用期間で土地価格を超えている。

いまのは、土地の上昇率を考えれば、送電線賃借料は当初契約時の土地価格を何倍も超えている。したがって、環境省が、言っている話憲法違反の話は、ずれており間違っている。

先ほど小野寺調整官が当会に「理解頂けない」と発言したが、理解できるわけがない。

今説明したことと、斉藤調整官の同意回答や頷きから判断して、逆に「当会の説明を理解してください」という事だ。

小野寺・斉藤：・・・。

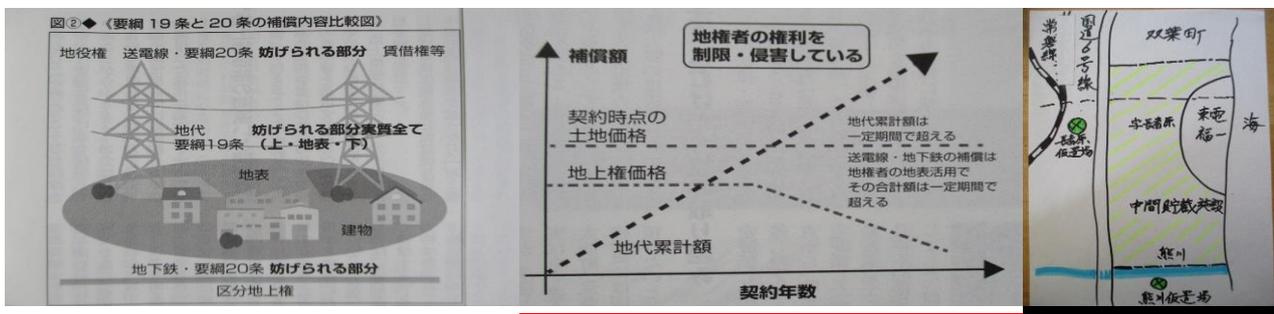
43. 要綱に地代と明確に根拠として書いてあるのを無視して、環境省が勝手に間違っ、作った地上権を地権者に不公平な補償を押し付けることは憲法 29 条の正当な補償の明らかな違反である。したがって、2020 年 9 月 14 日貴省に提出した「補償基準の適用についての本会の見解」の通りの見直しを強く求める。

以下は環境省配布資料の **下段部分**

「地表と空間と地下の補償比較図」

「地上権価格だけが超えると過補償」

「仮置場との位置比較図」



44. 4年半の仮置場等の地代累計額「田㎡・850円」より低額である30年間の地上権価格「田㎡・840円」であり、何故環境省はこれを比較できないというのか、根拠を示して回答頂きたい。

45. 1-3. 2つ目の理由、20条の二第2項について

イ. 要綱は補償項目と算定方法の統一のために策定された。原則は 1 条の目的 7 条正常な取引価格そして 19 条の正常な地代でありこれらの **条文が根拠であるが誤りがあるか。**

ロ. 20 条の 2 や 23 条の 2 は H14 年追加の例外規定であり、当然に原則規定を適用すべき！

※収用法 81 条地権者生活再建規定で H13 年追加、1 年後同法と要綱との整合性のため追加した規定

※収用法 72 条、要綱 19 条(=用対連基準 24 条)の原則規定は変更なく、更に H25 年改正同基準 24 条の細則 11(地代の算定処理方法)も、変更なく、現在の公共事業、一般不動産賃貸借市場と同じ

※ **条文が根拠**「要綱の解説の趣旨も根拠と記載」を平成 29 年 9 月 6 日付環境省回答書で「**考え方**」と変更

46. 中間貯蔵の地代は土地価格を超えていない、これは複数の専門家の算定結果であり、これが間違いであると環境省は言えるか。以下根拠を示す。

地代累計額が地価を超えるかの様に見えるのは、現在価値割引（貴省の金利 6.5%と同じ）を考慮しないで地代の累計額だけで判断しているからであり、経済常識である現在価値割引を考慮すると土地価格を超えることはない。

これに対し貴省は 30 年間の地代累計額と一括払い地代は同じ貨幣価値と斉藤調整官も認めるが、環境省の考え方として地代累計額は支払いが年払いになる予算確保や年払いの手間もあり考慮の対象外であるとの回答である。貴省はルール分割払い「年払い」は認めないとの回答だ。

※土地価格100円地代6円(細則11・6%)30年間⇒地代累計額180円=83.4円現在価値割引率算定額(斉藤調整官は団体交渉でも180円=83.4円これは同じ価値と認めている)

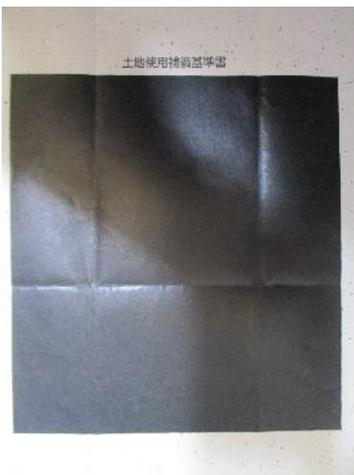
斉藤：…。

47. 土地収用法 3 条の 1 号から 35 号までであるそれぞれ違った事業は、土地収用法72条の地代、要綱 19 条の地代と条文に書いてあるのにも拘わらず、国としてルールを守らないのは、民主主義の法治国家の根幹を揺るがす大きな問題である。事業が違えば環境省としての考え方で、これら要綱等のルールに書いていない補償をしてもよいのか。

小野寺：メモに集中。

48. したがって、先ほどの方がたも団体交渉を申し入れているが、用地補償を含めたすべての内容についての団体交渉の再開を強く求める。

49-1. 環境省は情報を出さない。一例として黒塗りの 1 枚の土地使用補償基準書を貴省に皆さんに提示し、このような黒塗りでない情報開示をして頂きたい。



(注記：写真の通り環境省や作成日「改定日含む」の記載も黒塗り)

49-2. 専門家に言わせると、この黒塗りは土地使用補償基準書が間違っているか、基準書が適正な場合は、環境省がこれを守っていないかであるとの事であった。それでよいのか。

小野寺：明らかに疲れた表情を示す。(本記録作成者の映像確認の印象)

50-1. 斉藤調整官、いまの大熊町の土地取引状況、土地貸付の状況を知っているか。

齊藤：知らない。

50-2. 公表されているものでも大熊町で田で㎡3千円で取引されている。

原発事故後も土地賃貸借契約は継続しているので、取引事例としてそれらも参考にすべきである。多くの取引事例を見て鑑定評価をしなければいけないが、その実態を取り入れていない不動産鑑定評価である。そうではないか。

50-3. 環境省は依頼した不動産鑑定評価・意見書などをどの様に検証し審査しているのか。具体的に示して頂きたい。

50-4. 県内の鑑定事務所に行こうとしたら、門馬さんがきたら国から仕事がもらえなくなるから来ないでくれと言われた。依頼者の圧力を感じたが如何か。

50-5. これは地上権の意見書と時点修正の意見書と、最近の不動産鑑定評価書であるが、この中身は6年間おなじで、令和3年度も同じで変わらないとの内容だが、現状の不動産鑑定取引の実状とはかけ離れている。意見書も上げて環境省に示す。

小野寺：顔をあげて意見書を見ない。

51. 環境省は土地使用補償・土地価格審査会はやっているか。

齊藤調整官：そういう取り決めはない。やっていない。

「30年間の中間貯蔵施設事業に対する毎年の用地補償に対する検証体制の未実施を確認」

52-1. 齊藤調整官、不動産鑑定評価基準に基づいた土地の正常価格の定義を承知か。

齊藤調整官：即答はできない。(知らない)「発言者：分からないという事だね。」

52-2. 不動産鑑定評価基準5章に「現実の市場価格のもとで、合理的な市場参加が「自由に参加できるという内容」だが、実際は、中間貯蔵は現実の市場を考慮していない。これは間違いである。中間貯蔵事業自体は土地価格評価の対象外にしなればいけない。なぜなら、斎場作ると土地価格が下がるから考慮に入れないのと同じ。反対に道路や駅をつくと土地価格が上がるのでそれも考慮に入れない。「環境省もテキストと認める要綱の解説の7条の注解に記載がある」

齊藤調整官：頷く。(同意を示す)

52-3. 斎場や駅、道路建設と同様に中間貯蔵事業も考慮に入れないで価格をだすのだ。

従って環境省は中間貯蔵の中だけでの考慮や比較「土地価格と地上権価格」は間違っている。

今までの中で反論「発言者が間違っている」がなかった。

齊藤：頷く。(同意を示す)

52-4. 小野寺調整官そういうことだ。

小野寺：頷かず、黙って疲れた顔で発言者を見ている。(疲れた顔は本記録作成者の映像確認の印象)

52-5. だから、用地補償は30年間で毎年市場性も変わってくるので、それを30年間地権者に団体交渉の中で説明をしていかなければいけない。2015年の事業のスタートで説明が終わったのでそれを変えないということではなく、土地は変動していくなぜなら環境省自体が地上権価格は現状として50%の土地価格を30年後は100%になると評価・想定して土地価格の70%としたのが始まりである。

齊藤：頷く。

52-6. 以上の通り、30年間地権者に説明を続ける環境省の事業者としての責務があるのだ。

それを勝手に電話で一方的に団体交渉を打ち切るということは、理由も誤りであり、そのやり方も不誠実である。そうではないか。

53. 以上の通り団体交渉の実施を当然の地権者の権利として求める。

あわせて、今までわたしが説明した内容、間違いを指摘した内容で事実と反すること、間違いであることがあるなら、書面で具体的に指摘をしてほしい。「ここ迄当会の主張に対する指摘はなし」

54-1. 斉藤調整官はずいぶん頷いて同意してくれた。最後に聞く。

事業が違うのを算定項目と算定方法で統一したのが要綱、用対連基準であり、国交省初めとした各起業者の内規基準も土地の正常な取引価格、正常な地代であるのに、中間貯蔵だけは事業が違っても環境省の考え方で、要綱に書いていない地上権・地上権価格でいいのか。

斉藤調整官:これ迄協議の場で何回も説明してきた内容だが、所謂この中間貯蔵施設の用地買収、使用補償はそもそも基準がないなかで、何を頼りに作っていくかということである。

これは先ほど貴会からの配布資料の内容の通り、憲法(29条の正当な補償)があり、それを受けて土地収用法、後は統一化された「損失補償基準要綱」が昭和37年に閣議決定された。

同日閣議了解された「要綱の施行について」があり、それは関係各省庁が要綱の定めるところにより、基準を制定し若しくは改正し利用してということ、要は各起業者がそれに即して、内規基準を制定することが了解されている。それは、「要綱の解説」にも書かれている。

その当時は昭和32年で、「発言者:昭和37年」37年環境省がない中で、ないが、その閣議了解は現在も生きている。要綱、後は用対連の補償基準も出来ている。

それらを「総合的に判断」して、例えば中間貯蔵施設の用地買収は、特異的な部分がある。それは土地の完全な利用の仕方として土地の買取りと、あと地上権を設定して所謂借りて活用させて頂く2形体の対応である。そういう形で適正に運用しているが、要綱あるいは用対連基準を「総合的に判断」しながら、中間貯蔵施設の用地買収に合致するような形で、(環境省の)直轄の補償基準を平成26年に定めた。それに基づいて今現在運用している。

先ほど話した通り、土地を買取りした方と地上権設定して対価を補償しながら、土地を活用させて頂いている地権者の方々の、補償額に差が出てくるのは公正公平ではないという形の中で、いまの補償を適正に運用してこれからも行く。

54-2. 発言者:いまの斉藤調整官の話は(土地収用法3条対象事業でも)事業が違う場合は、公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱を守らなくてもよいというのが、環境省の考え方だというのが、よく分かりました。此方は、環境省は私の間違いの指摘に1つも反論ができず肯定し認めたね。

55. しかし、私の方は斉藤調整官のいまの話の間違いを1つ1つ具体的に指摘する。

先ず中間事業の特異な部分(団体交渉では特殊性と主張)だが、公共事業の一番の特異な部分(=特殊性)なのは「要綱の解説」にも記載がある通り、米軍の駐留基地事業である。

これは、斉藤調整官も団体交渉等で何回も認めている。しかし、この補償も地代である。

もうすぐ、沖縄返還は来年で 50 年であり、50 年の契約期間になる。

また、いまの斉藤調整官が説明した「総合的判断」の前に、「要綱の施行について」各事業者が個別に内規基準を作成してもよいとの説明でその記載はある。

しかし、すべて、要綱の大原則 1 条の目的、7 条の正常な取引価格、19 条の正常な地代の条文の大原則はみな同じである。要綱、用対連基準の所管である建設省、国交省、電事連の内規基準も全て同じである。だから、日本国内で公平公正な土地価格、土地使用補償である地代の比較をしなければならない、また比較ができることで検証もできるのである。これも国交省の見解である。私のこの発言が間違っていると環境省は指摘ができるか。

小野寺：斉藤調整官に何とかしろという顔で見る。(本記録作成者の映像確認の印象)

56. 当初 2 年間当会の証拠を示した指摘にもかかわらず要綱 19 条の地代は短期だけが対象で長期は対象でないと主張し続けた。しかし、平成 29 年 8 月国交省から指導を受けて要綱 19 条の地代は長期も対象と訂正したので、環境省が今話した中間貯蔵の直轄内規基準は平成 26 年 12 月 26 日策定した。この内容は空間である送電線や地下鉄の限定規定の中に「土地の長期に係る補償」を付け足した。だが、要綱 19 条、用対連基準 24 条の土地の使用に係る補償は短期使用だけでなく、「土地の長期に係る補償も対象」と訂正した時点で、その訂正はそのとおり正しいので、環境省の「空間又は地下使用に係る使用」の条項に「土地の長期に係る補償」を加えた根拠はくずれたので、内規基準を見直さなければいけない。これは誰が考えても当たり前の理屈ではないか。

57. 以上の通り斉藤調整官の説明「総合的判断」は、例えば駅をつくる時の公共事業での土地価格算定に当たりどういふ土地取引事例を入れるかというような選択の場合の判断で用いる場合はありえる。だが、正常な取引価格や正常な地代の補償項目という基本原則的な適用自体に関しては「総合的な判断」は必要がない。また、入る余地もない。

ここもまったく間違っており、ずれている。如何か。

58-1. 買取りと地上権とした土地使用補償で選択性を持たせていることが、例外且つ特別な事例のような斉藤調整官の説明だが、これは要綱の土地の使用補償とした段階で、自動的に土地の使用補償が原則である。例外的に相続人がいない等の地権者側の事情により、地権者から買取りの要請をすることができる。出来るね。

斉藤調整官：頷く。(同意する)

58-2. はい、斉藤調整官も認めている。ですから、当然に自動的に土地使用と売買の選択性になっている。したがって、その説明も中間貯蔵を地上権価格にした理由とするのは間違いである。

59-1. 環境省の平成 29 年の回答書「30 年間の長期の事業」の説明だが、今回敢えて説明に加えなかったのだと思うが、20 年以上の長期使用は先ほどの通り、環境省は回答書で認めたので、地上権価格にした論理的根拠を失ったことになる。如何か。

59-2. したがって、地上権価格は要綱、用対連基準、同細則、不動産鑑定評価に関する法律、

不動産鑑定評価基準、これらすべてに違反していることになる。如何か。

59-3. だから、仮置き場の地代は、同じ環境省の内規基準も要綱、用対連基準と同じであるので、中間貯蔵の地上権価格と不公平な補償となっている。仮置き場は4年半で田・㎡で850円だが、30年間の地上権価格は840円である。11月環境省からの地代累計額が土地価格を超えるのは「過補償」とのことだが、根拠も論理性も環境省は崩れている。如何か。

59-4. また、我われは「補償基準の適用についての本会の見解」の通り補償金額の提示はしていない。環境省の示している数字や要綱、用対連基準、同細則を適用して説明や主張をしている。なので、我々を過補償扱いするような、言動は失礼で、事実を反し、間違っている。

斉藤：頷く。

60. 環境省は本日も我々の見解主張に対して、間違いの指摘も出来なく、同意している。

しかし、当会は法律と要綱等の条文の根拠と取引事例の事実を積み重ねて、当会の見解を説明して主張している。それらの根拠からは環境省の主張は間違いであると主張している。

更に、環境省の主張は、根拠も論理性もない。

要綱に書いていない地上権価格を勝手に作って、内規基準も(正当、適正な補償の)根拠を失った。その結果、日本の公共事業と(貴省内の他事業含む)比較して甚だ不公平な補償となっている。

小野寺：顔を上げず額を手で拭い、頭をかく。

この30年間840円と4年半850円を比較して840円で30年間よその土地を借りられるか、不動産鑑定士も地上権価格は補償の基本である代替性・生活再建を全く無視しているとのことだ。

斉藤調整官の主張に対し具体的に間違いを指摘した。斉藤調整官の追加説明は不要である。

今までの「本会の見解」に対して環境省回答は間違っていないであり、当会は環境省の主張「回答文書」は間違っているである。

だが、条文が根拠でありこれは官僚であればこれを守るのは当然である。

環境省の考え方が条文ではないのだ。

斉藤：頷く。

地代と地上権価格をすり替えて単純に地上権価格は土地価格を超えられないと論法をかえて、話をずらして誤魔化しているだけだ。

斉藤：頷く。

条文の根拠と論理的な根拠を失っているので、小野寺調整官、(呼びかける)

小野寺：しばらく机上の資料を見てかさを上げていないので、呼びかけたが、顔を上げず、発言者を見ないで机上の資料をずっと厳しい顔をして見ている。

だから団体交渉をやりましょう。

県外最終処分場への搬出も原状回復も用地補償安全も含めてやりましょう。

以上、斉藤調整官は肝心な処で頷いているので、回答は時間の制限もあるのでけっこうである。

斉藤：(安心からか「本記録作成者の映像確認の印象」)大きく何度も頷く。

【2020年9月14日環境省提出補償基準の適用についての本会の見解】

(※環境省は「本会の見解」は間違いでないが、環境省回答書も間違いでないとは回答)

・「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」〈土地の使用に係る補償〉第 19 条には「使用する土地（空間又は地下のみを使用する場合における当該土地を除く。）に対しては、正常な地代又は借賃をもって補償するものとする。」とあり、要綱の解説の同条の（要旨）には「本条は、土地を使用する場合における補償の根拠及び補償額算定の方法を規定したものである。」とある。

続いて同条の（註解）1）（イ）には「本条の土地の使用とは地表の使用を意味するものであって、通常地表の利用を妨げない空間又は地下のみの使用は含まれない。また、ここでいう使用とは、一定の期間の使用であり使用期間満了後は旧権利者に返還するものである。」とある。

この「一定の期間の使用」は、長期の使用も対象である。

・同要綱〈土地の使用に代わる取得〉第 20 条の 2 第 2 項には「土地を使用とする場合において、第 19 条の規定により算定した補償額及びこれに伴い通常生ずる損失の補償額（第 23 条の 2 の規定により算定した補償額を含む）の合計額が当該土地を取得した場合の価額及びこれに伴い通常生ずる損失の補償額の合計額を超えるときは、当該土地を取得することができるものとする。」とある。これは「合計額を超えるときは、」であり、合計額を超えることを許容又は想定している。

・同要綱〈空間又は地下の使用に係る補償〉第 20 条第 1 項には「空間又は地下の使用に対しては、前条の規定により算定した額に、土地の利用が妨げられる程度に応じて適正に定めた割合を乗じて得た額をもって補償するものとする。」とある。要綱の解説は同条の（趣旨）は、「本条は、送電線又は地下鉄、トンネル等空間又は地下のみを使用する場合における補償額算定に関する規定である。」としている。従って、土地を全面的に利用する本事業については、第 20 条は適用できない。

・このように、平成 29 年 9 月 6 日付けの回答書には誤りがある。

また、環境省が提示している補償の方法は、閣議決定された損失補償基準要綱に適合していない。従って、本事業の用地補償は、補償基準要綱の規定をそのまま適用し、土地を使用する期間のあいだ正常な地代を支払う方法で行うべきである。

なお、地代の算定方法、地代を一括して支払う場合の金額の算定方法などについては、補償基準要綱の運用細則に照らして決定することとなる。早急に提示して欲しい。

《H29 年 9 月 6 日付当会宛環境省回答書》（※当会から前記の通り本回答書は間違いと指摘）
（用対連基準 24 条＝要綱 19 条・同基準 25 条＝要綱 20 条・同基準 25 条の 2＝要綱 20 条の 2）

・公共用地の取得に伴う損失補償基準第 24 条は、土地を使用する場合の補償の考え方と補償額算定方法を規定したものであり、そこには期間という概念はないことから、使用する期間の長短で補償の考え方に差違が生じるものではないという事実を確認しました。

この様な理解のもと、期間という言葉で同基準を解釈すれば、その使用目的による全ての期間が入ると理解できます。

ただし、基準第 25 条の 2 により、その補償の根幹は、土地を取得した場合の価額及びこれに伴い通常生じる損失額の合計額が上限となるものと理解しております。

・基準第 25 条において、「当該空間又は地下の使用が長期にわたるときは、当該土地の正常な取引価格に相当する額に、当該土地の利用が妨げられる程度に応じて適正に定めた割合を乗じて得た額を一時払いとして補償することが出来る」と規定されております。

本事業の場合は、地上権の設定により最長 30 年間土地の使用を妨げることから、その対価として、不動産鑑定士の鑑定結果に基づき判断したものです。以上

61-1. トラック汚染土からの水漏れ報告遅延に対する事実は以下の通り。

まず、次の1から7までの事実に間違いがあれば、具体的に指摘して頂きたい。

1. 今年5月事故発生、報告せず 8月24日事故発生、報告せず「依頼契約書違反」
2. 11月1日受注者環境省報告「直ちに報告すべき」2か月後環境省調査「線量検出不可」
3. 環境省福島県、大熊町、双葉町に報告（共に町議会前）「4者間安全協定書7条違反」
4. 11月29日環境省が大熊町議会 30日双葉町議会に報告「共に非公開・泰所長出席」
5. 双葉町議会終了後、同日環境省からの公表なし「この時点での公表なしはあり得ず」
6. 11月26日当会会員に対する第9回環境省説明会「会員への報告なし」
7. 環境省公表12月2日・共同通信配信同日20時37分・12月3日各社新聞報道

61-2. トラック水漏れ報告遅延に対する抗議と原因分析、再発防止の早期徹底の要求

今までも環境省は、中間貯蔵施設事業全体についての情報公開に極めて消極的であったが、今回の事故報告についても受注者と環境省の事故報告に至る経過から見ても受注者と環境省の情報の隠蔽体質が更に明らかであり、また同じ事を繰り返したのか、他にも隠しているに違いないとの疑念が湧き信頼と信用はマイナス以下になっている。この思いが多くての会員から抗議の声で寄せられている。まず大いに反省し徹底した原因分析と再発防止を求める。

「さらに具体的な確認事項の要求」

1. なぜ、受注者・環境省共に報告が遅れたのか。
2. 受注者・環境省共に遅れたにも報告に至った経緯の詳細具体的な説明
3. この報告遅延は各法律、ジェスコ法、受注者・環境省間の工事契約、4者間安全協定書、地権者との地上権設定契約書の違反にならないか、違反の場合どの条項違反かの具体的説明
4. その違反条項に基づいた損害賠償等の請求、契約打ち切りなどの具体的な対応の説明
5. 具体的な詳細な原因分析と再発防止の具体的、詳細な対策の作成と具体的実行策の説明

『冒頭記載（丁寧語は省略「末尾に再掲」・録音並びに映像等に基づき作成）の補足追加事項等』

1. 敬称や役職並びに丁寧語は省略「例示：お願いいたします⇒お願いする等」
2. 分かり易くするための説明追加「例示：288号⇒国道288号・（ ）書きでの補足など」
3. 意見等や回答の一部並び替え「例示：述語、主語、いつ⇒いつ、主語、述語」
4. 重複説明の一部省略「例示：Aの説明、Aの説明⇒Aの説明」

以上を踏まえ記載が発言等事実と違う内容がある場合は具体的に指摘をお願い致します。

【真のふるさと復興のため2021年12月13日30年中間貯蔵施設地権者会 会長 門馬好春】